

仕様書

1. 業 務 名 児童・生徒の尿検査（単価契約）
2. 履 行 場 所 別紙 学校一覧のとおり
3. 履 行 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
4. 検 査 目 的 腎疾患・糖尿病等の早期発見及び、日常生活管理の必要な児に対して適切な指導を行い、学校教育の円滑な実施を図ること
（根拠）学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第7条
5. 検 査 内 容
 - ①一次検査（蛋白・潜血・糖）
検査方法：試験紙法
（蛋白±以上はスルホサリチル酸法）
検査対象：小学校・中学校（夜間学級を含む）・高等・義務教育学校の全児童生徒
予定検査数：52,740件 以内（うち夜間学級 20件以内）
 - ②二次検査
検査方法：試験紙法・スルホサリチル酸法（場合によっては、煮沸法）
検査対象：一次検査により蛋白＋以上、潜血＋以上、糖±以上のいずれかに該当する児童生徒
予定検査数：2,315件 以内（うち夜間学級 10件以内）
6. 業 務 内 容 全検査においては、検査有資格者が実施する。
夜間学級を有する学校については、表記を次のとおりとし、昼間部・夜間部のそれぞれに分けて業務を履行すること。報告書についても同様に昼間部・夜間部にわけて報告すること。
昼間部：岡山市立後楽館中学校（昼間部）
夜間部：岡山市立後楽館中学校（夜間部）
 - ① 契約締結後ただちに各学校園に連絡して検査日程について調整を行い、4月6日までに全学校が記入された日程表を作成し、教育委員会と仕様書別紙の各学校へ送付する。
 - ②検体回収は、一次検査においては、各学校とも連続して2日間とし、未提出の検体は随時回収すること。また、回収予備日を1日設定すること。なお、予備日は一次検査から二週間前後を設定すること。
蛋白尿は6～12時間後に陰転する可能性があるので、検査は採尿した当日速やかに行うこと。
回収時間は、午前中に設定する。ただし、夜間学級については夜間学級の授業時間内の回収とする（17時30分～20時40分）。
回収の際は、クラスごとに専用袋に入れたものを回収する。（学校では、男女別、番号、名簿ごとには並べないで、一括で専用袋に入れておく。）
 - ③本業務遂行にあたり、必要な経費（各個人用の検尿袋、検尿容器、回収袋等を含む）は業者負担とする。

- ④検査容器および検査の準備に必要な資材全て（予備を含む）については、4月6日までに全学校園に配布する。
容器の不足が生じた場合は、随時速やかに配布する。
検査容器を入れる外袋には、製薬会社の名前の入っていないものを使用すること。配布については遅延のないように行うこと。
- ⑤検体の搬送・保管については細心の注意を払うこと。なお、回収時は受領書を発行すること。
- ⑥検査は、1検体ずつ検査を行う。検査は岡山市内で行うこと。（採尿後できるだけ短時間内に検査することがのぞましく、回収・運搬時間を考慮するため）
- ⑦検査結果は、学校ごとに検査成績総計表（様式1）を2部（学校、教育委員会用）と回収時に学校園から提出された名簿に提出の有無を記載し、回収から10営業日以内に学校へ発送すること。
これをもって学校への検査完了報告とする。
また、各検査の陽性者については尿検査陽性者名簿（様式2）を作成し、回収から10営業日以内に学校へ発送すること。
- ⑧全学校の検査終了後は、尿検査集計表（一次・二次）（様式3）及び尿検査陽性者名簿（様式2）を作成し、教育委員会へ送付すること。
- ⑨一次検査の蛋白＋以上、潜血＋以上、糖＋以上のいずれかに該当する場合、「尿検査結果（二次検査）のお知らせ（様式 NO.1-1）」（夜間学級については様式 NO.1-2）を各個人宛に作成し個別に封筒に入れ、名簿に検査結果を記載したものも併せて各学校へ配布する。配布時は個人情報の取扱いに注意する。
- ⑩二次検査の蛋白＋以上、潜血＋以上、糖＋以上のいずれかに該当する場合、「尿検査（二次検査）結果のお知らせ（様式 NO.2-1）」を各個人宛に作成し、名簿に検査結果を記載したものも併せて各学校別に配布する。二次検査の潜血・蛋白陽性者に対しては「腎臓精密検診について（ご依頼）（様式 NO.3）」と「尿検査（二次検査）結果のおしらせ（様式 NO.2-2）」を各個人宛に作成し、生活管理指導表（小・中・高用）を同封し、学校別に送付する。名簿に検査結果を記載したものも併せて各学校へ送付する。送付時は個人情報の取扱いに注意する。
- ⑪一次・二次検査いずれかで糖2＋以上、蛋白3＋以上、蛋白・潜血ともに2＋以上の場合は、結果が判明した時点で早急に学校へ連絡し、「腎臓精密検診について（ご依頼）（様式 NO.3）」と「尿検査結果のお知らせ（様式 NO.2-4）」を各個人宛に作成し、生活管理指導表（小・中・高用）を個別に封筒に入れて該当の学校へ送付すること。（NO.2-3は欠番）
- ⑫この仕様書で定められていない事項についての取扱いは、別途協議するものとする。
- ⑬検査終了後、受注者は岡山市と事後の反省会を行うものとする。

7. 個人情報の保護

本件業務による災害の防止に専念するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、受託業者は、個人情報の取扱委託に関し、契約書作成に合わせて覚書を締結すること。

8. 検査手数料の支払い

- ①検査手数料は検査完了後、1次検査・2次検査それぞれの1件当たりの単価にそれぞれの検査件数を乗じた金額に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）を支払う。
- ②全校の検査終了後請求し、教育委員会が受理した後30日以内に支払いを実施する。

9. その他

- ①業務内容にかかる費用は全て受託者の負担とする。
- ②業務の手順については、教育委員会の指示のもと行う。
また、検査機関から学校に連絡等のため通知、依頼等を発信する場合は、事前に必ず教育委員会の確認を得ること。
- ③当業務について、随時教育委員会の立ち入り検査に応じること。
- ④本仕様書によるもののほか、教育委員会の指示を受けて誠実に行うこと。